

## 令和6年 滑川町農業委員会 第5回総会 議事録

召集月日	令和6年5月17日(金)				
開 会	令和6年5月24日(金) 午前9時28分				
閉 会	令和6年5月24日(金) 午前10時15分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	杉田京子	出席	8	齋藤哲男	出席
2	飯塚久雄	出席	9	能見義夫	出席
3	赤沼 裕	出席	10	田幡只夫	出席
4	北堀 高茂	出席	11	石川光男	出席
5	大嶋 剛	出席	12	井上茂昭	出席
6	吉田利好	出席	13	吉田 昇	出席
7	齋藤美津子	出席	14	贅田基司	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林 隆	出席	伊古	瀬上 勉	出席
上福田	小久保透	出席	中尾・水房	山下 武	出席
山 田	服部雅俊	出席	羽尾1	田島康男	出席
土 塩	杉田照秋	出席	羽尾2	矢島一男	出席
和泉・菅田	鈴木康夫	出席			
参 与 者			書 記	事 務 局	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	6番	吉田利好	7番	齋藤美津子	

第 5 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 23 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 24 号	令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施について
日程第 4	議案第 25 号	農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

顛 末

○開 会

事 務 局 こんにちは。定刻になりましたので、令和6年第5回の農業委員会総会を始めさせていただきます。欠席者は、農業委員推進委員共にごいませんでした。最初に、北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和6年第5回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。今、日中の温度差が大変あり、昼間だとだいぶ暑かったり、家の中だと寒かったりして、体調の方を崩さないよう、体調管理をしていただければいいかなと思います。また、もう田植えの方もだいぶ、本格的に始まったような気がするのですが、まだ寒いので、例年より稲の伸び等もありますが、皆さんもお忙しい中ではありますが、委員活動の方も取り組んでいただくようよろしくお願いいたします。また、本件の議案が今までで最低の1件ということで、少ないですが、慎重審議をお願いして会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 ありがとうございます。それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 はい。滑川町農業委員会会議規則によりまして、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和6年滑川町農業委員会第5回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名です。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号6番吉田委員、議席番号7番斎藤委員にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願いします。以上で日程第1を終わります。

#### ○議案審議

議 長 日程第2、議案第23号「農地法第5条について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第23号「農地法第5条(知事)について」をご説明いたします。今月の申請件数は1件、363㎡の転用申請が審査対象となります。それでは番号1を説明、朗読させて頂きます。議案書は2頁、図面は議案第23号資料1-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、339㎡、同じく×××番×××、畑、農振地域内の農地、24㎡、合計2筆、363㎡になります。農地の区分は10ha以上の一団の連たん農地であるため、第1種農地と判断致します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は所有者と親族関係を有する者が専用住宅を建築する目的で、集落に接続する形で計画されるものであるため、例外規定の地域の農業の振興に資する施設と判断し、申請を受けております。申請人ですが譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は、〇〇〇市〇〇〇×××番×××、□□□様となります。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、自己用住宅の建築ならびに道路後退用地として利用する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりまし

た。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

- 3 番 4 班班長 3 番赤沼裕です。現地調査の結果につきまして、報告をいたします。5 月 21 日土曜日午前 8 時から農業委員 4 名、農地利用最適化推進委員 2 名で申請案件の現地調査を実施いたしました。担当地区ですので引き続き報告をいたします。土地の所在等については先ほど事務局から説明のあった通りでございます。申請地の位置は〇〇〇を左折しまして、約×××k m先の〇〇〇のところの信号の約×××m手前の右側にある畑でございます。申請の内容は、所有権取得をして、自己用住宅を建てるため、農地を転用するものであります。申請の理由については理由書に基づいて説明をいたします。「将来の子供のことを考えると、アパートではあまりにも大変です。今回の申請は、今後のことを考えると、通勤にも最適となっています。また、親類の自宅までも近いため、両親の面倒を見ることもできます。他にもいろいろ物件を探しましたが今回の敷地が一番自分たちには都合が良いと思いついて購入を決めました。」以上のような内容になっています。現状の境界については地積測量図に基づきまして確認ができました。申請地は緩やかな傾斜地のため、盛土による造成工事が計画をされています。雨水は浸透柵を設置して敷地内処理とし、雑排水については、合併浄化槽で処理をして、道路側溝に放流する計画になっています。申請書には、住宅建築に係る設計図、資金計画書、農用地外証明また、農地転用に係る隣地の同意書も添付され確認もしています。それから、付近の土地に被害が生じないように十分注意し、万が一被害が生じた場合は、責任を持って対応することとあります。従いまして、本案件については、やむを得ないものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

推進委員 4 班担当地区推進委員の矢島です。申請地の隣、南側に隣接農地がありますが、申請許可書には転用することにより、被害が生じないように十分注意しますと明記してありますので、隣接農地

に雨水等による水がたまるなどの影響がないように対応していただけるものと思います。また、隣接所有者の同意書もありますので、特に問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。他にはございますか。ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

(委員からの意見なし)

議 長 それでは無いようですので、申請のとおり許可相当にすることで賛成の方の挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 23 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。以上で日程第 2 議案 23 号は以上となります。

議 長 日程第 3 議案第 24 号、「令和 5 年度農業委員会等の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 24 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況について」をご説明いたします。議案書は 2 頁、議案第 24 号資料をお手元にご用意ください。平成 28 年 4 月 1 日の改正より、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動や実施事業の状況について、ホームページ等で公表することが法定化されております。また、令和 4 年 2 月 2 日付けの局長通知（3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知）により「農業委員会による最適化活動の推進等について」を定め、各農業委員会は、最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の目標の設定等に取り組むこととされました。公表は各年の 6 月末までに実施することとされているため、各年度の初めに昨年の活動の点検・評価を行います。本総会で内容の承認をいただければ、事務局で町ホームページ等での公表に向けた事務作業を

行っていく予定です。資料は前年度5年度の農業委員会の活動結果のまとめという形になります。1「農業委員会の現在の体制」については令和5年4月1日時点の委員の内訳について記載しております。2「農家・農地等の概要」については、直近の農林業センサスと耕地及び作付面積統計に応じた数値が記載してあります。次の頁の「Ⅱ 1 (1)農地の集積」についてご覧ください。こちらは、農地等の利用最適化の取組について、人・農地プラン等に基づく農地の利用集積・集約がどの程度進んだかを見るための項目です。簡単に説明しますと、認定農業者等ほどの程度農地の集積・集約ができたかをまとめたものになります。新規集積面積14.5haを目標としておりましたが、実績としては15.84haとなっております。全体的な結果として、集積面積の累計が192.9haから208.74haとなり、集積面積が増加しております。次の「(2)遊休農地の発生防止・解消」をご覧ください。令和3年度の利用状況調査で判明した遊休農地について、解消面積を4.9haを目標としておりましたが、解消実績は6.88haとなりました。今後も農地の有効利用を図り、遊休農地としないため今後も継続的に農地パトロール等の活動が必要と考えられます。次の「(3)新規参入の促進」をご覧ください。こちらは、新規に農業経営を始めた方についてまとめたものです。令和5年度の新規就農者は、0のため参入実績0経営体となっております。また、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は0haとなります。農地所有者からの公表の同意や、地元等で新規就農に意欲をもった方について情報がありましたら、お声がけをよろしく願いいたします。次の「2 最適化活動の活動目標」は委員の皆様に行っていただいた、最適化活動の強化月間と新規参入相談会への参加の実績についてまとめたものとなりますので、詳しい説明は省略いたしますが、ご覧いただければと思います。全体的な評価として、目標に対して期待を上回る結果が得られたという形になりました。次の「Ⅲ事務の実施状況1と2」については、総会の開催実績と権限委譲を受けた事務の内容の報告事項と

なっています。昨年度に行った農業委員会所管の事務事項の件数や内容については記載のとおりとなりますので、こちらも説明は省きますが確認をお願いいたします。次の「4 違反転用への対応」についてご覧ください。現在注意をすべき違反農地は 0.11ha となります。農業者の方に、自分が所有している農地であっても権利移動や用途を変える場合は、手続が必要となるということを引き続き周知していくことが必要であると考えられます。全ての内容について詳細に説明はできませんでしたが、この内容でご承認いただけるのであれば、こちらの内容でホームページ等での公表をさせていただき、県等にも報告させていただきます。なお、その際、書き方等の調整が発生した場合については、事務局で微調整を行うことについてご了解いただければと思います。説明が長くなりましたが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。

推進委員 下福田推進員小林です。私もまだ初めてなのでよくわからない、私も実は〇〇〇に住んでいますので、この内容は大体解りますがただ、ここに書いてあるように、例えば、遊休農地発生防止の解消にパトロールしている、私も実際やっています。ただパトロールしたこと自体で、結果はどうなったということ。この報告書については、形式通りだからいいと思うのですが、実質的にこれだけの人数の人が集まってパトロールしましたということだけでいいのかと思います。例えば新規参入の参加だとか、相談会をやったのかは解るのですが、その結果がこれには何も書いておらず、それについて期待の得られる結果が得られたのかどうか、という私の意見です。それと、推進の件の評価がその最後に載っていますが、やや下回る結果となったというのは何に対してこういう結果になったのかがこの報告自体には載っていないと思います。何が言いたいかというと、実績による仕組みの中で、これだけいろいろな規制がある中でまた入ってこないのを、

報告したところでどうにもならないのはよく解りますが、このままダラダラ続けていくと、自分の住んでいるところが心配です。もう何も無くなってしまう。そんなことを考えながらこの先3年間は、やらせていただきたいと思っています。今のところで全部解っていないので、今日の報告を見た、あるいは聞いた中では、そういう意見であります。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 ご指摘いただいた件につきましては、推進委員や農業委員の評価の内容について、農業委員会の全体の評価の目標に対して期待を上回る結果が得られたと表記があると思います。こちらは、4月の総会で「最適化活動の目標について」をお話しさせていただきました。こちらは5年度の目標に対しての結果ということで、集積面積は、各地区の集積目標の面積に設定されております。令和5年度の場合は新規集積面積を14.5ヘクタールという形に設定させていただいております。それに対して各地区の農地面積や委員の人数で割り、1人当たりの新規目標面積を設定、それに対し4月にやっていただいた利用権設定等で新たに新規設定された農地に対して1人当たりどの程度集積ができたかを集計し、算出した数字に基づいて設定しております。遊休農地の解消につきましては、毎年農業委員・推進員にやっていただいている利用状況調査の結果に基づき、各地区のその年の対象面積を出し、各地区の委員の1人当たりの対象面積を割り当て、令和5年度の目標に対しては、利用状況調査の結果に基づき、どれぐらいその地区で解消されたかを算出し、ガイドラインに基づいてこの場合は何点という点数で評価し、このような結果となっております。相談会の実施内容で、どのような結果が得られたかについては、記載がありませんでしたので、次回から詳細については、相談会を開催して、例えば何名の相談やどういう成果が得られたのか、内容も詳細に記載するようにいたしますので、よろしく願いいたします。

推進委員 結果的にそこが一番大事です。そこがどうしてそういうふうになったのか、何か成果があったのか無いのか、それを踏まえて今後どうするのかを考えていかないとこの町自体の状況から、特にこの町の南側で農業をやっている方からすると、結構切羽詰まっている状況です。農業後継者なんてもう居ないのです。そうした中で町外からいろんなものを求めるためには、もう早急に何かを作っていかなければと思っている。しつこく言っているかもしれませんがこの報告自体にどうのこうのではありません。

事務局 おっしゃる通り相談会を開催しても、結局は新規参入でご相談される方がなかなかおりません。相談を受けたとしても家庭菜園とか、小規模で自分でやりたいという相談しかありませんでしたので、記載内容がありませんでした。ただ農林商工担当では、新規参入ということで、ご相談がある方はいらっしゃいましたが、あくまでも相談ということでした。新たに参入したいがまだ経験がないので、「今イチゴハウスを〇〇〇でやっているそこで経験を積んでから」というご相談は1件あるというお話を伺っております。ご報告になります。

議長 はい。他には。私もなかなか難しいですが、極力農地の所有者などの方には、作れなくても草だけ刈ってくださいと常にお願している。よろしいですか。はい、それではないようですので、この件についての説明内容について承認することの方の挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第24号については、承認とさせていただきます。日程第3は以上となります。

日程第4、議案第25号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 事務局より議案第25号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」をご説明いたします。議案書は3頁、議案第25

号資料をお手元にご用意ください。それでは説明いたします。農業委員会では農地利用の最適化推進を図ることが最重要業務として位置付けられており、農業委員会法第7条にはその活動を行うために、その指針を定めるように努めることが明記されております。指針には、その区域内における農地等の利用の最適化の推進に関する目標やその区域内における農地等の利用の最適化の推進の方法を定め、作成することになっております。すでに定めている最適化指針につきまして、4月25日に開催した最適化推進連絡会において、現在の指針を配布し簡単に説明をさせていただきました。農業委員会の改選となる3年ごとに現状と比較検討し、見直しを行うものとしております。今回の見直しについては、主に改選時点の数値と3年後の目標数値、また最終目標時点を10年後に設定し数値を修正させていただいております。目標数値は、「令和6年度最適化活動の目標の設定等」を参考に設定しております。資料2枚目表の遊休農地の解消目標をご覧ください。毎年度5.0haの遊休農地を解消する目標としております。次に3枚目表をご覧ください。担い手への農地利用集積目標ですが、毎年度12.95haの農地を新規集積する目標としております。次に4枚目裏の新規参入の促進目標についてをご覧ください。こちらは新規参入の目標ですが、毎年度1経営体1.5haの参入を目標としております。新規参入者の確保はなかなか難しいかと思いますが、何か情報があれば事務局に情報提供をお願い致します。なおこの指針は、滑川町農業委員会における最適化活動で目指すべきものとして設定するもので、町農業委員会の活動目標になるとともに取り組むべきものとしての位置付けにあたります。今回の事務局で改正案を提示いたしました。この内容で決定してよいかを農業委員、推進委員の皆様でご審議いただき、追加修正等がありましたら、率直にご意見をいただき、調整を図りたいと考えております。説明が長くなりましたがご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局より詳細な説明をいただきました。ありがとう

ございました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

推進委員 下福田推進委員の小林です。改正前と改正後というのは、何が変わったのかを少し端的に、それから以前のものを踏まえて、何が悪かったかというのはこの中に載っていますか。

事務局 特には載っていません。

推進委員 それが無いと、審議のしようがないのでは。以前に何を頑張ったが、何が悪かったかが何か解っていない。目標をたてて、できてなかったかできているのか、そういうことがはっきりしてないのに、数字だけ出すというのがよく解らない。そこを端的に教えてください。

事務局 ご指摘いただいたところですが、遊休農地の発生の目標で再生時の現状 604 ヘクタールが管内農地面積、遊休農地 113 ヘクタールで遊休農地の割合 18.70%と記載がございます。遊休農地に関しましては年々、増えている状況でございます。先ほどの評価の方で、遊休農地、大幅に解消と結果が出ていますが、先ほど小林さんがおっしゃったように新規参入される方もなかなかいらっしゃらない現状で、皆さん、農業者の方もご高齢になられて、農業を辞めていかれる方もいる状況でございます。担い手への次の農地の利用集積目標につきましては、現状増えている形にはなっており、個人から会社を設立して大規模にやられている方も増えているので集積面積は、増えている状況ではありますが、畑を利用される方がおりません。土地改良が入ったような綺麗に整備された田んぼを大規模にやる方はおりますが、畑を大規模にやる方がいないので、そこが課題になります。全体を通して、改正前の話として目標設定をしましたが、目標を達成できない状況として、新規参入であったり、畑を大規模にやったりしている方がいないということ、ご高齢者が増え、なかなか担い手がないという課題もございます。一応目標指針を今回新たに改正という形で新たな目標値としましたが、そういった課題がある状況です。そこで皆様にご協力いただきたいのは、例えば、少しでも畑をしないと

か、家庭菜園程度でもいいので、始めたいというご相談がございましたら、事務局まで情報提供いただき、遊休農地がそういった方々に推進できるような協力体制がとれればと考えております。今回、指針を設定させていただきましたが、目標の数字は、最適化の目標、数字の算出に基づいて出しています。なかなか目標が達成しづらい現状ではございます。そういった事情も考慮していただきながら皆様にご協力をお願いいたします。

推進委員 自分の認識している課題と同じですが、集積がどんどん進んでいくというのは多分良い土地です。良い土地という言い方は悪いが、土地改良で整備された土地は集積される可能性は多くあります。自分で持っていて貸してもいいし、借り手もあるし、それはなんとなくわかります。今問題なのは、丘陵地帯という一番初めのところにある通り、斜めで土が肥えているわけではないということです。今、東松山の方で手伝いをしています。その土地を見ると 50 センチから 1 m 掘ってもまだサラサラの土地です。そういう土地とここの丘陵地帯の土地を比べてしまうと難しい。この課題をどうするかというのを具体的にしたらほうが良いかと思えます。待つのではなくて、やっていかないといけない。自分もそういう土地がいっぱい、一畝とか二畝とかバラバラで昔、桑畑だったところを持っているが、進入する入口もなくどうしようもない。すごく昔にお爺さんが、杉の木を植えてしまいどうしようもないような土地も、全体的にまとめてどういうふうにするかというのを何か考えないといけないのではないのでしょうか。方向性とか、今の時点で作っていかないと、3年、4年、10年後に私が亡くなったら私が所有している農地についてはもうお手上げです。例えばそういったことを考えてもらいたいです。以上です。ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。それでは無いようですのでこの件につきまして、説明内容について承認する方は、挙手をお願いいたします。  
(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 25 号については、承認とさせていた

だきます。日程第4は以上となります。本日の総会に付議された議案は全て終了いたしました。それでは、閉会としたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和6年第5回の総会は閉会することに決定いたしました。ご協力ありがとうございました。

事務局 ありがとうございました。北堀会長、議事進行をお疲れ様でございました。委員の皆様本当に慎重審議ありがとうございました。総会の方を終了させていただきますので、職務代理より閉会のご挨拶の方よろしくお願いいたします。

職務代理 テレビを見ていますと、都内ではキャベツが800円だそうです。近所のスーパーでは昨日300円でした。ですから農業の大切さが皆さんに解ってきているのかなと思います。それでは、以上をもちまして、令和6年第5回総会を終了いたします。お世話になりました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和6年6月25日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 吉 田 利 好

署名委員 齋 藤 美 津 子